

# ○熊本県警察の昇任試験等の実施に関する訓令

平成22年2月15日  
熊本県警察本部訓令第2号

熊本県警察の昇任試験等の実施に関する訓令を次のように定める。  
熊本県警察の昇任試験等の実施に関する訓令(平成11年熊本県警察本部訓令甲第17号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 昇任管理委員会
    - 第1節 総則(第3条)
    - 第2節 本部昇任管理委員会(第4条―第6条)
    - 第3節 部昇任管理委員会(第7条―第9条)
    - 第4節 所属昇任管理委員会(第10条―第12条)
  - 第3章 警察官昇任試験(第13条―第21条)
  - 第4章 一般職員昇任試験(第22条―第29条)
  - 第5章 昇任審査
    - 第1節 審査資格(第30条)
    - 第2節 選抜昇任審査(第31条―第35条)
    - 第3節 選考昇任審査(第36条―第39条)
    - 第4節 警視昇任審査(第40条―第46条)
    - 第5節 一般職員選考昇任審査(第47条―第52条)
    - 第6節 一般職員昇任審査(第53条―第60条)
  - 第6章 雑則(第61条―第64条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この訓令は、熊本県職員の任用に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第10号)及び熊本県職員の任用に関する規則の施行規程(昭和46年熊本県人事委員会告示第1号)に基づき、警察職員の昇任試験及び昇任者の選考のための審査(以下「昇任審査」という。)の実施について必要な事項を定め、もって公平かつ適正な昇任管理に資することを目的とする。

### (昇任試験等の種類及び区分)

第2条 前条に規定する昇任試験の種類及び区分は、次の表のとおりとする。

種類		区分
警察官昇任試験	一般昇任試験 (勤務成績が優良で、幅広い知識及び優れた実務能力を有する警部補以下の階級にある警察官を、上位の階級に昇任させるために行う試験)	巡查部長一般昇任試験 警部補一般昇任試験 警部一般昇任試験
	専門昇任試験 (勤務成績が優良で、高度な専門的実務能力を有する警部補以下の階級にある警察官を、上位の階級に昇任させるために行う試験)	巡查部長専門昇任試験 警部補専門昇任試験 警部専門昇任試験
一般職員昇任試験 (勤務成績が優良で、幅広い知識及び優れた実務能力を有する主任又は係長級の職にある一般職員を、上位の職級の職に昇任させるために行う試験)		係長級昇任試験 課長補佐級昇任試験

2 前条に規定する昇任審査の種類及び区分は、次の表のとおりとする。

種類		区分
選抜昇任審査 (勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高く、日常の勤務を通じてその能力が実証されている警部補以下の階級にある警察官を、上位の階級に昇任させるために行う審査)		巡查部長選抜昇任審査 警部補選抜昇任審査 警部選抜昇任審査
選考昇任審査 (長年組織に貢献している勤務成績が優良な巡查部長以下の階級にある警察官を、上位の階級に昇任させるために行う審査)		巡查部長選考昇任審査 警部補選考昇任審査
警視昇任審査 (警部の階級にある警察官を、警視の階級に昇任させるために行う審査)		警視昇任審査
一般職員選考昇任審査 (十分な知識及び経験並びに優れた実務能力を有し、かつ、長年組織に貢献し		係長級選考昇

ている勤務成績が優秀な主任又は係長級の職にある一般職員を、上位の職級の職に昇任させるために行う審査)	任審査 課長補 佐級選 考昇任 審査
一般職員昇任審査 (勤務成績が優良で、優れた実務能力を有する係員(熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)別表第1に定める技能労務職給料表の適用を受ける職員を除く。)を上位の職に、課長補佐級の職にある一般職員を上位の職級の職に昇任させるために行う審査)	主任昇 任審査 管理官 級昇任 審査

## 第2章 昇任管理委員会

### 第1節 総則

(設置)

第3条 熊本県警察本部(以下「警察本部」という。)に警察本部昇任管理委員会(以下「本部委員会」という。)を、警察本部の部にその名称を付した昇任管理委員会(以下「部委員会」という。)を、所属にその名称を付した昇任管理委員会(以下「所属委員会」という。)をそれぞれ置く。

### 第2節 本部昇任管理委員会

(任務)

第4条 本部委員会は、昇任試験及び昇任審査(以下「昇任試験等」という。)を実施し、及び合格者の決定を行うことを任務とする。

(構成)

第5条 本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長  
副委員長 警務部長  
委員 生活安全部長  
刑事部長  
交通部長  
警備部長  
首席監察官  
警務課長

(運営)

第6条 本部委員会の委員長(以下「本部委員長」という。)は、本部委員会を招集し、その議事を主宰する。

2 本部委員会の副委員長は、本部委員長を補佐し、本部委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 本部委員長は、必要があると認めるときは、本部委員会の委員以外の者に対し、本部委員会への出席を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、本部委員会の運営に関し必要な事項は、本部委員長が定める。
- 5 本部委員会の庶務は、警察本部警務課において処理する。

### 第3節 部昇任管理委員会

(任務)

第7条 部委員会は、第10条の規定により推薦された選抜昇任審査の対象となる者を審査し、適当と認める者を本部委員会に推薦することを任務とする。

(構成)

第8条 部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 部長

副委員 参事官(警務部の部委員会においては、警務部参事官及び警察学校長とす  
長 る。)

委員 所属長(参事官が兼ねる者を除き、警務部の部委員会においては、熊本市警察部庶務課長を含む。)

(運営)

第9条 部委員会の委員長(以下「部委員長」という。)は、部委員会を招集し、その議事を主宰する。

- 2 部委員会の副委員長は、部委員長を補佐する。
- 3 部委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する副委員長が、その職務を代行する。
- 4 部委員長は、必要があると認めるときは、部委員会の委員以外の者に対し、部委員会への出席を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、部委員会の運営に関し必要な事項は、部委員長が定める。
- 6 部委員会の庶務は、部の庶務を担当する所属において処理する。

### 第4節 所属昇任管理委員会

(任務)

第10条 所属委員会は、選抜昇任審査及び選考昇任審査の対象となる資格を有する者を審査し、選抜昇任審査の対象者についてはその者が現に担当する事務を主管する部の部委員会(熊本市警察部及び警察学校の所属委員会にあつては、警務部の部委員会)に、選考昇任審査の対象者については本部委員会にそれぞれ推薦することを任務とする。

(構成)

第11条 所属委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 所属長  
副委員長 次席、副隊長、副校長又は副署長  
委員 警部以上の階級にある警察官及び課長補佐級以上の職にある一般職員  
(運営)

第12条 所属委員会の委員長(以下「所属委員長」という。)は、所属委員会を招集し、その議事を主宰する。

- 2 所属委員会の副委員長は、所属委員長を補佐し、所属委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 所属委員長は、必要があると認めるときは、所属委員会の委員以外の者に対し、所属委員会への出席を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、所属委員会の運営に関し必要な事項は、所属委員長が定める。
- 5 所属委員会の庶務は、所属委員長の指名する者が処理する。

### 第3章 警察官昇任試験

(受験資格)

第13条 警察官昇任試験の受験資格の基準は、別表第1のとおりとする。

(試験の方法)

第14条 警察官昇任試験は、第一次試験、第二次試験及び第三次試験に分けて実施する。

(第一次試験)

第15条 第一次試験は、択一式による筆記試験とする。

- 2 前項に規定する筆記試験の科目は、法学(憲法、行政法、刑法及び刑事訴訟法)、警務警察、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、警察通信及び社会事情とする。ただし、本部委員長は、必要があると認めるときは、筆記試験の科目の一部を省略することができる。

- 3 本部委員長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、第一次試験を免除することができる。

(第二次試験)

第16条 第二次試験は、第一次試験に合格した者及び第一次試験を免除された者について行う。

- 2 第二次試験は、論文式による筆記試験とする。

- 3 前項に規定する筆記試験の科目は、別表第2の左欄に掲げる試験区分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる試験科目とする。ただし、本部委員長は、必要があると認めるときは、筆記試験の科目の一部を省略することができる。

(第三次試験)

第17条 第三次試験は、第二次試験に合格した者について行う。

- 2 第三次試験は、口述試験及び術科試験とする。

- 3 口述試験は、それぞれの階級ごとに求められる幹部として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式とする。
- 4 術科試験の科目は、点検、教練、逮捕術及び基礎体力とする。ただし、本部委員長は、必要があると認めるときは、術科試験の全部又は一部を省略することができる。

(受験の制限)

第 18 条 第 13 条に規定する受験資格の基準を満たす者であっても、受けようとする第一次試験の日の前日から前回の同じ区分の第一次試験の日までの間に懲戒処分を受けたときは、当該試験を受けることができない。

(試験実施の通知)

第 19 条 本部委員長は、警察官昇任試験を実施しようとするときは、あらかじめその区分、第一次試験の日時その他必要な事項を所属長に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた所属長は、速やかに、受験資格の基準を満たす者にその内容を通知しなければならない。

(受験の申出)

第 20 条 警察官昇任試験を受けようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

(所属長の報告)

第 21 条 所属長は、前条の申出を受けたときは、受験者名簿を作成し、警務課長を経由して本部委員長に報告しなければならない。

#### 第 4 章 一般職員昇任試験

(受験資格)

第 22 条 一般職員昇任試験の受験資格の基準は、別表第 3 のとおりとする。

(試験の方法)

第 23 条 一般職員昇任試験は、筆記試験及び口述試験に分けて実施する。

(筆記試験)

第 24 条 筆記試験は、論文式によるものとする。

- 2 前項に規定する筆記試験の科目は、係長級昇任試験にあつては警務警察及び法学(憲法及び行政法)とし、課長補佐級昇任試験にあつては警察管理及び法学(憲法及び行政法)とする。

- 3 本部委員長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、筆記試験を免除することができる。

(口述試験)

第 25 条 口述試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者について行う。

- 2 口述試験は、それぞれの職級の職ごとに求められる幹部として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式とする。

(受験の制限)

第26条 第22条に規定する受験資格の基準を満たす者であっても、受けようとする筆記試験の日の前日から前回の同じ区分の筆記試験の日までの間に懲戒処分を受けたときは、当該試験を受けることができない。

(試験実施の通知)

第27条 本部委員長は、一般職員昇任試験を実施しようとするときは、あらかじめその区分、筆記試験の日時その他必要な事項を所属長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた所属長は、速やかに、受験資格の基準を満たす者にその内容を通知しなければならない。

(受験の申出)

第28条 一般職員昇任試験を受けようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

(所属長の報告)

第29条 所属長は、前条の申出を受けたときは、受験者名簿を作成し、警務課長を經由して本部委員長に報告しなければならない。

## 第5章 昇任審査

### 第1節 審査資格

(審査対象者の資格)

第30条 昇任審査の対象となる者は、警察官にあつては別表第4、一般職員にあつては別表第5に掲げる審査資格の基準をそれぞれ満たす者とする。

### 第2節 選抜昇任審査

(審査の方法)

第31条 選抜昇任審査は、第7条の規定により推薦された者について、第一次審査及び第二次審査に分けて実施する。

(第一次審査)

第32条 第一次審査は、年間総合評価記録書その他選抜昇任審査に必要な事項を記載した書面による審査及び論文式による筆記審査とする。ただし、本部委員長は、必要があると認めるときは、筆記審査を省略することができる。

2 前項に規定する筆記審査の科目は、巡査部長選抜昇任審査及び警部補選抜昇任審査にあつては警務警察とし、警部選抜昇任審査にあつては警察管理とする。

(第二次審査)

第33条 第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

2 第二次審査は、それぞれの階級ごとに求められる幹部として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式による口述審査とする。

(推薦の制限)

第 34 条 所属委員会は、次条に規定する通知の日の前日から前回の同じ区分の選抜昇任審査の実施に係る通知の日までの間に懲戒処分を受けた者を、当該審査の対象者として推薦することができない。

(審査実施の通知)

第 35 条 本部委員長は、選抜昇任審査を実施しようとするときは、あらかじめその区分、部委員会への推薦の日時その他必要な事項を所属委員長に通知しなければならない。

### 第 3 節 選考昇任審査

(審査の方法)

第 36 条 選考昇任審査は、第 10 条の規定により推薦された者について、年間総合評価記録書その他必要な事項を記載した書面による審査及び口述審査とする。

(口述審査)

第 37 条 口述審査は、それぞれの階級ごとに求められる幹部として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式とする。

(推薦の制限)

第 38 条 所属委員会は、次条に規定する通知の日の前日から前回の同じ区分の選考昇任審査の実施に係る通知の日までの間に懲戒処分を受けた者を、当該審査の対象者として推薦することができない。

(審査実施の通知)

第 39 条 本部委員長は、選考昇任審査を実施しようとするときは、あらかじめその区分、本部委員会への推薦の日時その他必要な事項を所属委員長に通知しなければならない。

### 第 4 節 警視昇任審査

(審査の方法)

第 40 条 警視昇任審査は、第一次審査及び第二次審査に分けて実施する。

(第一次審査)

第 41 条 第一次審査は、年間総合評価記録書その他警視昇任審査に必要な事項を記載した書面による審査及び論文式による筆記審査とする。

2 前項に規定する筆記審査の科目は、警察管理とする。

(第二次審査)

第 42 条 第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

2 第二次審査は、警視として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式による口述審査とする。

(審査の制限)

第 43 条 第 30 条に規定する審査資格の基準を満たす者であっても、受けようとする筆記審査の日の前日から前回の同じ区分の筆記審査の日までの間に懲戒処分を受けたときは、当該審査を受けることができない。

(審査実施の通知)

第 44 条 本部委員長は、警視昇任審査を実施しようとするときは、あらかじめ筆記審査の日時その他必要な事項を所属長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた所属長は、速やかに、審査資格の基準を満たす者にその内容を通知しなければならない。

(審査の申出)

第 45 条 警視昇任審査を受けようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

(所属長の報告)

第 46 条 所属長は、前条の申出を受けたときは、その者の勤務成績その他必要な事項を記載した書面を作成し、警務課長を経由して本部委員長に報告しなければならない。

#### 第 5 節 一般職員選考昇任審査

(審査の方法)

第 47 条 一般職員選考昇任審査は、書面審査及び口述審査に分けて実施する。

(書面審査)

第 48 条 書面審査は、所属長が作成した推薦書、年間総合評価記録書その他一般職員選考昇任審査に必要な事項を記載した書面による審査とする。

(口述審査)

第 49 条 口述審査は、書面審査に合格した者について行う。

2 口述審査は、それぞれの職級の職ごとに求められる幹部として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式とする。

(審査実施の通知)

第 50 条 本部委員長は、一般職員選考昇任審査を実施しようとするときは、あらかじめ本部委員会への推薦の日時及び基準その他必要な事項を所属長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた所属長は、速やかに、審査資格の基準を満たす者にその内容を通知しなければならない。

(審査の申出)

第 51 条 一般職員選考昇任審査を受けようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

(所属長の報告)

第 52 条 所属長は、前条の申出を受けたときは、その者と面接して推薦書を作成し、警務課長を経由して本部委員長に報告しなければならない。

#### 第 6 節 一般職員昇任審査

(主任昇任審査)

第 53 条 主任昇任審査は、年間総合評価記録書その他必要な事項を記載した書面による審査及び論文式による筆記審査とする。

2 前項に規定する筆記審査の科目は、警務警察とする。

(管理官級昇任審査の方法)

第54条 管理官級昇任審査は、第一次審査及び第二次審査に分けて実施する。

(管理官級昇任審査の第一次審査)

第55条 管理官級昇任審査に係る第一次審査は、年間総合評価記録書その他必要な事項を記載した書面による審査及び論文式による筆記審査とする。

2 前項に規定する筆記審査の科目は、警察管理とする。

3 本部委員長は、研究論文等による業績を挙げた者がある場合であって、必要があると認めるときは、管理官級昇任審査の筆記審査を免除することができる。

(管理官級昇任審査の第二次審査)

第56条 管理官級昇任審査に係る第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

2 第二次審査は、管理官級の職として必要な適性及び実務能力を評価するため、面接形式による口述審査とする。

(審査の制限)

第57条 第30条に規定する審査資格の基準を満たす者であっても、受けようとする筆記審査の日の前日から前回の同じ区分の筆記審査の日までの間に懲戒処分を受けたときは、当該審査を受けることができない。

(審査実施の通知)

第58条 本部委員長は、一般職員昇任審査を実施しようとするときは、あらかじめその区分、筆記審査の日時その他必要な事項を所属長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた所属長は、速やかに、審査資格の基準を満たす者にその内容を通知しなければならない。

(審査の申出)

第59条 一般職員昇任審査を受けようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

(所属長の報告)

第60条 所属長は、前条の申出を受けたときは、その者の勤務成績その他必要な事項を記載した書面を作成し、警務課長を経由して本部委員長に報告しなければならない。

## 第6章 雑則

(合格証書の授与)

第61条 本部委員長は、昇任試験等に合格した者に対し、合格証書を授与するものとする。

(不正受験者等の処分)

第62条 本部委員長は、不正な手段により昇任試験等を受けようとした者に対し、受験を停止させ、及び審査を中止し、並びに不正な手段により昇任試験等に合格した者の合格を取り消すことができる。

- 2 本部委員長は、昇任試験等に合格した者が昇任するまでの間に、昇任する予定の階級若しくは職の適格性を欠く行為があったとき又は心身の故障によりその職務遂行に支障があると認めるときは、合格を取り消すことができる。

(出向者の取扱い)

第 63 条 本部委員長は、熊本県警察職員として採用された者であって、警察庁及び熊本県以外の都道府県警察並びに熊本県及び他の行政機関(以下「他県等」という。)に出向しているものが昇任試験等を受けることを希望したときは、この訓令の定めるところにより受験させることができる。

(その他)

第 64 条 この訓令に定めるもののほか、昇任試験等の実施について必要な事項は、本部委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日から 1 年間は、この訓令による改正後の熊本県警察の昇任試験等の実施に関する訓令第 26 条中「前回の同じ区分の筆記試験」とあるのは、係長級昇任試験にあつては「平成 21 年度係長級昇任審査に係る筆記審査」と、課長補佐級昇任試験にあつては「平成 21 年度課長補佐級昇任審査に係る筆記審査」とする。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 11 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

※ 別表 (略)